

# 壱岐市自治基本条例 見直し・検証作業

## 最終提言書

事務局(案)

令和6年2月  
壱岐市自治基本条例審議会

# 目次

1 はじめに	1
2 検証方法	1
3 検証結果	1
(1) 条文・逐条解説の修正等	
(社会情勢の変化等による新たな規定の追加や修正等)	
(市民に十分理解していただくための文言の修正等)	
(2) 条例が活用されているか	
4 課題や今後の取組	6
【参考】会議等の開催状況	8

# 1 はじめに

壱岐市自治基本条例は、人口減少・少子高齢化が進む中で、活力ある市民生活を維持、向上させる社会を目指し、「市民を主体としたまちづくりの実現を図ること」を目的として平成30年12月に施行されました。

条例第30条には、この条例の実効性を確保するため、最上位計画としての位置づけを規定している「総合計画」が、5年に1度見直すこととしているため、これに合わせて市民の参画により検証・見直し作業を行うことを規定しています。

条例制定から5年が経過した今年度、壱岐市自治基本条例審議会を立ち上げ、各地区・各種団体の代表、市民公募などにより構成された30名の各委員の経験に基づく意見等を出し合い、検証を重ねてまいりました。令和5年7月から審議会を5回、専門部会を6回開催し、その間、広く市民の皆様からのご意見をお聞きするために実施したパブリックコメントの結果も踏まえ、今回「最終提言」としてとりまとめました。

## 2 検証方法

壱岐市自治基本条例では、壱岐市において自治や市政を運営していくにあたっての基本的な事項・原則について定めていることから、壱岐市におけるまちづくりにおいて、最も尊重すべき条例として位置付け、遵守することを定めています。今回、一定期間ごとの見直し規定を設けている趣旨に従い、次の視点を中心に検証を行いました。

- ◆社会情勢の変化に対応した規定となっているか。
- ◆壱岐市にふさわしい自治を推進する内容となっているか
- ◆条例が活用されているか。

具体的には、次のとおり検証作業を行いました。

- (1) 専門部会（審議会委員（希望制）と市役所関係各課管理職とで構成。）による検証
  - ・条文及び逐条解説の検証
  - ・制定後の取組状況の確認
- (2) 壱岐市自治基本条例審議会による検証
  - ・専門部会での検証結果を元にした検証
- (3) パブリックコメントの結果を踏まえた検証

## 3 検証結果

各条項及びそれに基づいた取組を確認した上で、次の2つの区分に整理し、検証結果として提言します。

## (1) 条文・逐条解説の修正等

- ・社会情勢の変化等による新たな規定の追加や修正 等
- ・市民に十分に理解していただくための文言の修正 等

下記のとおり、検証作業を実施しました。

### 【専門部会での検証内容】

- ・壱岐市の自治の基本的な事項・原則について定めている条例の内容を踏まえて、下表で示す6つの社会情勢の変化の項目について事務局から説明

1	人口減少・少子高齢化	2	産業
3	財政運営	4	災害・疫病・平和
5	ICT等情報技術の発展	6	SDGs

- ・他の社会情勢の変化等も踏まえて、グループワークでの意見交換を実施
- ・社会情勢の変化を踏まえた「関係条項そのものの必要性」、「規定内容の変更の要否」について検証作業を実施

### 【審議会での検証内容】

- ・上記検証結果を元に第2回審議会で検証作業を実施

検証の結果、本条例は、自治の基本理念や具体的な仕組み等が網羅されてはいるものの、社会情勢の変化に対応した表現に変更すべき部分や市民に十分理解していただくための説明への修正を加える必要性等が確認されました。修正箇所は別紙「条文・逐条解説修正（案）」のとおりです。

## (2) 条例が活用されているか

- ・本条例に謳われた「まち」をつくるために市民、議会、行政等が同条例にある姿勢を有しているか、活用されているか 等

下記のとおり、検証作業を実施しました。

### 【専門部会での検証内容】

- 条例に沿った市の主な取組状況等について事務局から説明
- 上記取組に対する相対的な評価や市民がどう感じられているかなどについて意見交換
- 条例に沿った市民による取組などについて意見交換
- 今後の取組や課題等について意見交換

### 【審議会での検証内容】

- 上記検証結果を元に第3回審議会で検証作業を実施

検証結果は次のとおりです。

## <第5条>市民の権利

- ・この自治基本条例でまちづくり協議会ができたことにより、各地域の実情に応じた市民主体のまちづくり活動を行うことができている。
- ・まちづくり協議会が設立されて約4年経っている中で、良かったことやこれから努力していくかなければならない課題のようなものが各地域にあると思うので、この検証作業をきっかけとして、明確にして、各地域に共有すべき。
- ・「主体的に活動する市民」がどれだけ増えていくかということが一番重要である。自分達で使っている公園などの場所を自分達も関わりながら市と連携して解決策を見出していく動きが必要。それに対する支援やそのような人を育てるような取組を市にはお願いしたい。
- ・まちづくり協議会の活動が市民にダイレクトに届くようになれば、関心を持って少し何かをやってみようかなという風に思うのではないか。若者向けみたいなところで、LINE公式アカウントなどを壱岐市でもやっていると思うので、市と協働で情報発信するなど、情報発信の仕方を工夫することが必要。

## <第6条>市民の責務

- ・まちづくりに消極的・無関心な地域住民をいかに関わらせていくかというところが一番難しい。関心がなかった人が自分に合うものがあれば、参加してくれて、それをきっかけに別のものにも参加してもらったりと、つながっていくので、色々なことに取り組んでいくことが必要。

## <第7条>地域コミュニティの役割等

- ・人口減少・少子高齢化による担い手不足等により地域コミュニティの組織自体を保つことが難しくなってきている。まちづくり協議会が様々なコミュニティの垣根を超えて、持続可能なコミュニティ運営を行っていくようにしていかなければならぬ。

## <第8条>子どもの権利等

- ・学校だけではなく、地域と一緒にになって「こういう子どもを育てたいよね」というのを話し合って、学校側では「こうしようか」、地域では、例えば「陸上教室を開こうか」など、それぞれの立場でできることを提案し合うことが、現在の学校としての教育であり、それを受けた子どもたちは、家に帰って親に学校や地域のことを言って、それを聞いた親が間接的に学校の教育側にいろいろ言うので、結果的に子どもたちが地域のまちづくりに関わっているのではないかと考える。
- ・その他にも対話会などでまちづくりに参加する機会がある。
- ・通常に学べる環境を提供するのは大前提で、生活面だったり教育だったりをしっかりといかなければならない。
- ・小学生が老人ホームに芋掘りに来ていたが、それもまちづくりの一つ
- ・「子どもはまちづくりに参加する権利を有するものとする。」ということ自体を知っている子どもがいないことが一番の課題。権利というのは自分が知っているのが当然で、知らないと行動もしない。

- ・子どもが大事ということが条例の中に書いているのに、審議委員会に子どもが全く関わらない。対話会とかに参加しても高校生ともなるとしっかりと意見を言えるレベルの子達がたくさんいるのに、まちづくりをどうすればいいみたいなところをもっと授業に盛り込んだり事業としてやったりとかしてもいいのではないか。そこから親にも自治基本条例とはといったことが伝わるかもしれない。
- ・何かが変わった体験というのが多分まちづくりに参加した嬉しさとかやりがいに繋がると思うので、子ども達にもっと機会を与えるべき。例えば「目安箱」みたいなもので子ども達の意見を拾って、その意見からまちが良くなつたという変化したことをちゃんと伝えることが大事。そこからまちづくりに参加しているという意識づけができるのではないか。
- ・子どもの目線でないと分からぬところの部分で自分達もそういうまちづくりに参加しているんだという思いを持たせる機会を作る必要がある。
- ・自治基本条例やまちづくりについて、中学生や高校生の授業の一環として行うなど子どもが関わることができる仕組みを作ることができれば、より中身の濃い条例になる。
- ・この自治基本条例のような素晴らしい民主主義の基本みたいな概念が壱岐市にあるということを子どもたちの成長段階から身近なものにしておくということが無関心な大人にならないための先行投資だと思う。その機会を大人が用意していかなければならない。

#### <第12条>職員の責務

- ・地域担当職員など行政の方達がいないと行事自体がやれない地域もあり、献身的にやつていただいていると思う。
- ・まちづくりに対する地域担当職員の関わり方が少し鈍ってきてているのではないかという印象がある。まちづくり協議会を作ろうとした時の地域担当職員は、どの地域も必死になって地域の中に入り込んで、色々な相談に乗ってくれていた。今、少し落ち着いてきて、活動がマンネリ化てきて関わりが薄れてきている印象。
- ・各種研修に参加し自己研鑽に努める職員を増やしていくといけない。

#### <第13条>総合計画等

- ・市民に興味を持ってもらえるような取り組みが必要ではないか。
- ・市民の受け取る側の格差（デジタル格差など）対策が必要ではないか。
- ・いきなり分厚い総合計画を見せられても市民の皆様もどこをみていいのか分からない。プロセスを丁寧に見せていくことが大事。

#### <第21条>市民参画

- ・条例を具現化するために「市民参画推進条例」が必要になってくるのではないか。
- ・自分が言ったことで行政が動くんだということになると市民参画、市民主体といった意識が生まれてくる。変化を知らせることが大切。
- ・自分がやっていることがみんなのためになっているという自覚があればすごいよい町になる。

## <第22条>協働

- ・主体的に活動する市民、そして市や地域コミュニティ等と協働している好事例があるので、それらを共有し、各地域に広がっていくといいと思う。協働できる仲間を増やしていきたい。

## <第23条>自然環境、歴史及び文化の保全等

- ・神社仏閣を観光地化しているにも関わらず、宗教だからと市はトイレの改修や危険箇所の修繕等について、市役所は「できない」との一点張りである。宗教だからと一蹴するのではなく、前例にとらわれず、市民らと一緒に行政も何か解決に向けて貢献できる方法を一緒に考えるべきではないのか。
- ・例えば観光地化しているところについては、市がトイレの改修をして、実際の管理、清掃などについては市民が取り組んでいくなど。
- ・地元が管理をしていく中で観光客の人との交流があつたりすると市民の方のモチベーションも上がったりするわけで、意識づけを行政がやって、皆で助け合っていかないといけない。

## <第24条>地域課題

- ・まちづくり協議会では、5年間のまちづくり計画書を策定しており、地域ごとの課題についても把握、共有がなされている状況だが、地域による温度差があるよう感じる。
- ・条例では、「市長等は～」となっているが、市民目線が先で、そのため行政は何ができるかという話だと思う。市民は市の一員として自分の住んでいる地域の課題を見て、何かあれば発信だったり改善だったりに関わっていくことができるといった当事者意識を持つ必要がある。
- ・まちづくりの計画書について、共有が図られているとのことだが、今回初めて知った。まちづくり協議会ができて、どういうところが変化したのか、まちづくり協議会は機能しているのかなど市民が認識しやすい形にしないといけないと思う。

## <第27条>危機管理

- ・防災訓練では、災害が発生する前から早めの避難をするような訓練であつたり、食事を自前で用意するなどの避難の仕方をしっかりと訓練すべき。
- ・自主防災組織自体は増えているけれども、役員の高齢化やリーダー不足により活動していないところも多く、組織ごとに格差があるのが現状。若手を取り込んでいかなければ成り立たない。「自らの命は自らが守る」という自助の意識向上や自主防災組織による「共助」の取組、更にはまちづくり協議会単位での取組などを推進していく必要がある。
- ・壱岐・対馬で大雨の情報などまとめられていることがあるが、壱岐と対馬では全く状況が違うことがある。災害情報の精度を上げるということは、市民の権利であり、国レベルの話になるかもしれないが、もっと平等でないと困る。

## <第28条>市内外の人々との交流及び連携

- ・現状、地域外の人との交流があまりないなという印象。今後は積極的に地域外の人との交流をしなければならないという思いがある。
- ・移住者がどうしたらまちづくりに協力するかといったところを、移住者の立場とか意見を集約するといった仕組みを作ったり、地元の方の意見もあれば移住者の意見もあると思うので、そこをすり合わせるような会議体のようなものを作つて、双方が色々な意見を出し合つて、より良いまちづくりができればと思う。

## 4 課題や今後の取組

今回の検証を通して、明確となった課題を解決するため、そして自治基本条例に謳われた「まちづくり」を行っていくために市民をはじめ、行政・議会・地域コミュニティ等がどのような取組を行っていくべきなのかについて、下記のとおり提言します。

### (1) 市民への周知

本条例は、条例策定当初に市民向けのパンフレットの制作や市ホームページへの掲載等を実施してはいるものの、特に近年、本条例に関する情報発信等が図られていない状況であります。今回の検証・見直し作業を契機として、本市の自治の最高規範として、市民に認知・理解されるよう、SNSの活用や子どもに対しては学校の授業等で取り扱ってもらえるよう働きかけるなど、年齢層に合わせて周知方法を考えていく等工夫しながら、継続的に周知を図つていく必要があります。また、本条例ができたことにより、具体的にどういったことに繋がっているのか、活用がなされているのかということについて、目に見える形で発信し、市民にとって、より身近に感じてもらえる条例にする必要があります。

### (2) 条例の具現化について

自治基本条例に謳われているようなまちづくりを行うためには、市民がまちづくりに主体的に関わっていくことが一番重要であり、本条例を具現化させるためにも、市民に参画していただくための基本的な考え方や具体的な方法等について定めた「壱岐市市民参画推進条例(仮称)」を策定する必要があるのではないかと考えます。

### (3) まちづくり協議会同士の連携・情報共有

現在、まちづくり協議会の集落支援員会議を2ヶ月に1回開催をするなど、既にまちづくり協議会同士で定期的な情報共有が図られているところですが、各地区の成功事例が広がっていくような場の設定やまちづくり協議会同士で連携して地域の課題を解決していくような取組を考えるなど、可能な範囲で、まちづくり協議会同士の連携・情報共有の強化を行つていく必要があると考えます。また市民に対して、積極的にまちづくり協議会の活動を発信していくことが市民主体のまちづくりの実現に向けて重要であると考えます。

#### (4) まちづくり協議会と自治公民館等の組織の重複・役割分担について

本条例第25条に基づき、各地区の実情に応じて、今までの既存の組織では提供できなくなった機能などを補完するため、まちづくり協議会ができ、既存の組織と協力しながら地域の課題解決に向けた活動を行なっているところです。

そのような中、まちづくり協議会と既存の組織との役割分担が明確ではない部分があつたり、特定の人に負担が偏ってしまっていたり等の課題が出てきています。

今回の見直し・検証作業を契機として、持続可能な住みよいまちづくりを進めるため、まちづくり協議会等を中心に、地域で活動する組織による取組の実績や見通しを確認しながら、地域ごとに組織関係の整理を行っていくことが必要であると考えます。

#### (5) 子どもの権利

子ども自身が、自治基本条例に謳われているような権利を持っているということを知らないことが一番の問題です。この問題を解消するために、子育て世代のまちづくりへの参画を促したり、授業の一環として中学生・高校生を巻き込むなど、子どもが関わることができる仕組みを作る必要があります。子どもたちの成長段階から自治基本条例を身近にしておくということが、「まちづくりに無関心な大人にならないための先行投資」につながると考えます。

#### (6) 移住者のまちづくりへの参画について

人口減少・少子高齢化が進む中で、市外からの移住者に対するまちづくりの担い手としての期待が高まっています。~~壱岐市民の一員である移住者がまちづくりに参画すること~~を促すためにも、移住者と地元住民が~~対等な立場で~~意見交換できる場をつくり、交流・連携を深める必要があります。

【参考】会議等の開催状況

- 7月20日 第1回審議会：会長・副会長選任、諮問、講演「市民参画・協働と自治基本条例の必要性」、検証方法・スケジュール等について
- 8月31日 市管理職向け研修会：講演「自治基本条例策定の背景、概要と勘所」等
- 9月29日 第1回専門部会A：検証作業「社会情勢の変化に対応した規定となっているか」等
- 10月18日 第1回専門部会B：〃
- 10月25日 第1回専門部会C：〃
- 10月30日 第2回審議会：検証作業「社会情勢の変化に対応した規定となっているか」、今後のスケジュールについて
- 11月13日 第2回専門部会A：検証作業「条例が活用されているか」等
- 11月15日 第2回専門部会B：〃
- 11月17日 第2回専門部会C：〃
- 11月28日 第3回審議会：条文・逐条解説（案）について、検証作業「条例が活用されているか」、今後のスケジュールについて
- 12月26日 第4回審議会：中間提言書について、今後のスケジュールについて
- 1月4日～2月3日 パブリックコメントの実施
- 2月 9日 第5回審議会：パブリックコメントの確認、最終提言書について
- 同 日 最終提言書の提出